

岩手県告示第750号

岩手県統計調査条例（平成20年岩手県条例第58号）第2条第3項の規定により、平成25年度産業廃棄物実態調査を次のとおり県基幹統計調査として指定した。

平成25年10月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 調査の目的 県内の事業所における産業廃棄物の発生量、最終処分量等の排出状況等の実態を把握し、岩手県循環型社会形成推進計画の策定に必要な基礎資料を得ることを目的とする。
- 2 調査対象の範囲 県内の事業所及び県内から搬出された産業廃棄物を処理している県外の産業廃棄物処理業者のうち、一定の方法により抽出されたものについて調査を行う。ただし、産業に関する分類の名称及び分類表を定める件（平成21年総務省告示第175号）に定める日本標準産業分類の大分類中公務に属する事業所を除く。
- 3 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - (1) 報告を求める事項 次に掲げる事項の全部又は一部
 - ア 事業所の名称、所在地、代表者の氏名、従業者の数、形態及び事業の内容
 - イ 産業廃棄物の量、種類、処理の方法等産業廃棄物の発生及び処理に関する事項
 - ウ 今後の産業廃棄物の排出の見込み
 - エ 事業所における産業廃棄物の発生の抑制のための取組の状況
 - オ その他調査の目的を達するために必要と認める事項
 - (2) 基準となる期日又は期間 平成25年3月31日以前1年間
- 4 報告を求めるもの 2に同じ。
- 5 報告を求めるために用いる方法 知事が配布する別に定める調査票に調査対象者が記入し、提出する郵送調査方式により行う。
- 6 報告を求める期間 平成25年10月15日から平成26年1月31日まで